

奈良県広域水道企業団物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する物品購入等の契約の適正な履行等を確保するため、入札参加資格者の入札参加停止について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 物品購入等

物品の購入、製造の請負その他（建設工事、測量及び建設コンサルタントについての契約を除く。）をいう。

(2) 入札参加資格者

企業団が行う競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年4月奈良県広域水道企業団告示第12号。以下「告示」という。）第1項及び第2項に定める者をいう。

(3) 企業団発注契約

企業団が発注する物品購入等の契約をいう。

(4) 一般契約

物品購入等の契約で企業団発注契約以外のものをいう。

(5) 役員等

受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品購入等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者（別表第1から別表第3までの各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった者を含む。）をいう。

(6) 使用人

入札参加資格者と雇用関係にある者で、前号に掲げる者以外のもの（措置要件に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった者を含む。）をいう。

(7) 入札参加資格者等

入札参加資格者、その役員等又はその使用人をいう。

(8) 入札参加停止

入札参加資格者が、措置要件のいずれかに該当する場合に、別表各項に定める期間、企業団が発注する物品購入等の入札に参加させない措置をいう。

(9) 請負事業者等選定審査会

奈良県広域水道企業団請負事業者等選定審査会要領により設置した審査会のうち、本部の審査会をいう。

(10) 公正入札調査委員会

奈良県広域水道企業団公正入札調査委員会設置要領により設置した委員会をいう。

(11) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(12) 暴力団員

暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(13) 不当介入

契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為をいう。

(入札参加停止)

第 3 条 企業長は、入札参加資格者が措置要件のいずれかに該当するときは、当該措置要件について別表各項に定める期間の入札参加停止を当該入札参加資格者について行うものとする。ただし、別表各項に定める措置要件のいずれにも該当しない場合であっても、請負事業者等選定審査会の議を経て、企業長が、入札参加停止を必要と認めるときは、措置期間 2 4 月の範囲内で、入札参加停止を当該入札参加資格者について行うものとする。

2 契約担当者（企業長又は事業執行に係る専決権限を有する職員をいう。以下同じ。）は、前項の規定による入札参加停止を受けている入札参加資格者を企業団が発注する物品購入等の入札に参加させてはならない。

3 契約担当者は、第 1 項の規定により入札参加停止を受けた入札参加資格者が入札に参加しているときは、入札未執行のものに限り当該入札参加を取り消すものとする。

4 契約担当者は、第 1 項の規定により入札参加停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

5 入札参加停止の期間（連続する入札参加停止の期間がある場合にあっては、それらを合算した期間）は、3 6 月を超えることができない。ただし、別表第 2 第 8 項（企業団発注契約に係る債務の滞納）及び第 1 3 項（経営不振）並びに別表第 3 各項に係る入札参加停止については、この限りでない。

(共同企業体に関する入札参加停止)

第 4 条 企業長は、共同企業体が措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められるものを除く。）について、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例等)

第 5 条 入札参加資格者が一の事案により措置要件の二以上に該当したときは、これらの措置要件に係る入札参加停止の期間のうち最も長いものを適用する。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件について別表各項に定める入札参加停止の期間に 2 を乗じた期間とすることができる。

(1) 談合情報を得た場合等で、当該入札参加資格者等から談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず（事情聴取で談合を否定したが誓約書の提出を拒否した場合を含む。）、当該事案について、別表第 2 第 2 項、第 3 項（独占禁止法違反）又は第 4 項（談合等）の措置要件のいずれか

に該当することとなったとき。

- (2) 別表第 2 第 2 項、第 3 項（独占禁止法違反）又は第 4 項（談合等）の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者等について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反に係る確定判決、排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
 - (3) 別表第 2 第 2 項又は第 3 項（独占禁止法違反）の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項（同法第 7 条の 9 第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用があったとき（前 2 号に掲げる場合を除く。）。
- 3 企業長は、入札参加資格者が措置要件のいずれかに該当することが判明した場合において、入札参加停止を決定する前に、さらに措置要件のいずれかに該当することが判明したときは、併せて入札参加停止を行うものとする。この場合における入札参加停止の期間は、該当する各入札参加停止の期間を合算したものとする。
- 4 企業長は、次の各号に掲げる場合においては、入札参加停止の期間を当該各号に定める期間とすることができる。
- (1) 入札参加資格者等が別表第 2 第 2 項又は第 3 項（独占禁止法違反）の措置要件のいずれかに該当した場合であっても、課徴金減免制度が適用され、かつ、その事実が公表されたとき 当該制度の適用がなかったと想定した場合の別表各項に定める入札参加停止の期間に 8 分の 1 を乗じた期間
 - (2) 公正入札調査委員会の立ち上げ前に、企業団に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をした場合 別表各項に定める入札参加停止の期間に 8 分の 1 を乗じた期間
 - (3) 公正入札調査委員会の立ち上げ後に、企業団に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をした場合 別表各項に定める入札参加停止の期間に 4 分の 1 を乗じた期間
- 5 企業長は、前項に規定する場合を除くほか、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由が明らかであるときは、別表各項及び第 1 項から第 3 項までの規定により定めた入札参加停止の期間に 2 分の 1 を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。
- 6 企業長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があると認めるとき、又は入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるときは、別表各項に定める入札参加停止の期間に 2 を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。
- 7 企業長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定めるところにより入札参加停止の期間を変更することができる。
- 8 第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定による期間の計算については、1 月に満たない期間は 1 月を 30 日として計算し、1 日に満たない端数を生じる場合はこの端数を切り捨てるものとする。
- 9 企業長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が当該入札参加停止の原因となった事案について、責めを負わないことが明らかになったと認めるとき（当該入札参加停止の措置要件に該当することとなった事由が入札参加資格者等に係るものである場合にあっては、当該入札参加資格者等のいずれもが責めを負わないことが明らかになった場合に限る。）は、入札参加停止を解除するものとする。なお、入札参加資格

者等が責めを負わないことが明らかになったと認めるときとは、不起訴になった場合又は無罪が確定した場合等をいう。

（入札参加停止等の決定）

第6条 企業長は、請負事業者等選定審査会の議を経て、第3条第1項若しくは第4条の規定による入札参加停止、前条第1項から第8項までの規定による入札参加停止の期間の特例措置の適用又は前条第9項の規定による入札参加停止の解除（以下「入札参加停止等」という。）を行うものとする。

（入札参加停止の承継）

第7条 入札参加停止の期間中の入札参加資格者から入札参加資格を承継する者は、入札参加停止を引継ぐものとする。

- 2 企業長は、入札参加資格者から入札参加資格を承継する者がいる場合において、承継前1年以内に被承継人に生じた事実が措置要件に該当するときは、当該承継人に対して入札参加停止を行うものとする。

（入札参加停止の期間の始期）

第8条 入札参加停止の期間の始期は、入札参加停止の決定があった日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札参加停止の期間中に、再度、措置要件に該当した場合においては、再度の入札参加停止の始期は、当初の入札参加停止の期間満了の日の翌日とする。

（入札参加停止等の通知）

第9条 企業長は、入札参加停止等を決定したときは、当該入札参加資格者及び関係所属に対しその旨を通知するものとする。

- 2 企業長は、前項の規定により入札参加資格者に対し入札参加停止等を決定した旨の通知をする場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

（随意契約の相手方の制限）

第10条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等真にやむを得ないときで、請負事業者等選定審査会で決定したときはこの限りではない。

（入札参加停止に至らない事由に対する措置）

第11条 企業長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができる。

（入札参加停止情報の公表）

第12条 企業長は、入札参加停止（別表第2第15項（経営不振）に係るものを除く。次項において同じ。）に関する情報（以下「入札参加停止情報」という。）を公表するものとする。

- 2 入札参加停止情報の公表の時期、公表の期間及び公表の方法については、以下のとおりとする。

（1）公表の時期 入札参加停止の決定後速やかに公表する。

- (2) 公表の期間 入札参加停止を行った日の属する年度及びその翌年度（当該翌年度の末日においてなお入札参加停止の期間中であるものについては、当該入札参加停止期間の末日まで）
- (3) 公表の方法 企業団ホームページへの登載により、閲覧に供する。

（非入札参加資格者の取扱い）

第 1 3 条 非入札参加資格者（入札参加資格者ではないが、企業団と物品購入等の契約をこれから締結しようとする者）が措置要件のいずれかに該当するときは、当該非入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。

（その他）

第 1 4 条 この要領に定めるもののほか、入札参加停止等の措置に関して必要な事項は企業長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日から当分の間、附則別表の左欄に掲げる所属の契約担当者は、同表右欄に掲げる団体が当該団体の入札参加資格者に対して入札参加停止を行った場合、その入札参加資格者を企業団発注契約の入札に参加させてはならない。

別表第 1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
（粗雑な履行）	
1 企業団発注契約の履行に当たり、粗雑品の納入、仕様書等に定められた品質又は数量に関する不正行為など粗雑な履行が認められるとき。ただし、瑕疵が軽微であるときを除く。	
（1）故意による場合	1 2 月
（2）過失による場合	6 月
（契約違反行為等）	
2 企業団発注契約の履行に当たり、前項に掲げる場合のほか、入札参加資格者の責めにより次のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
（1）契約の解除があったとき。	6 月
（2）正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。	6 月
（3）履行遅滞があったとき。（賃貸借契約その他の役務の提供に係る契	

約のうち、物件の設置、人員の配置等が目的に含まれるものにおいて、当該物件の設置、人員の配置等が遅延したことにより、当該契約の履行の開始が遅延したときを含む。）	
ア 2 月以上	3 月
イ 1 月以上 2 月未満	2 月
ウ 1 月未満	1 月
(4) 監督又は検査の実施に当たり、企業団の職員の職務の執行を妨げたとき。	1 月
(5) 正当な理由なく企業団の職員の指示に従わないとき。	1 月
(6) 前各号までに掲げる場合のほか、契約に違反し、又は不誠実な行為をしたとき。	1 月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
3 企業団発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆（企業団発注契約の相手方の関係者以外の不特定多数の一般人をいう。次項において同じ。）に死亡者若しくは負傷者（医師により 30 日以上の治療を要する負傷と診断された者をいう。以下この項において同じ。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。ただし、次の場合を除く（次項から第 6 項までにおいて同じ。）。	
ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合	
イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合	
なお、企業団発注契約の履行における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が仕様書等により具体的に示した事故防止の措置を入札参加資格者が適切に措置していない場合、又は発注者等（警察、労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故についての入札参加資格者の責任が明白となった場合とする。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	6 月
(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	3 月
(3) 火災、水害その他（停電、電話回線切断等）により多大な損害を生じさせたとき。	6 月
4 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは重傷者（医師により 60 日以上の治療を要する負傷と診断された者をいう。以下この項、次項及び第 6 項において同じ。）を生じさせ、又は多大な損害を生じさせたと認められるとき。なお、一般契約における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として入札参加資格者等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合と	

する。(第6項において同じ。)	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	
ア 県内における一般契約の場合	3月
イ 県外における一般契約の場合	2月
(2) 重傷者を生じさせたとき。	
ア 県内における一般契約の場合	2月
イ 県外における一般契約の場合	1月
(3) 火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。	
ア 県内における一般契約の場合	3月
イ 県外における一般契約の場合	2月
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
5 企業団発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約の相手方の関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	2月
(2) 重傷者を生じさせたとき。	1月
6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約の相手方の関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	1月

別表第2 不正行為に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 入札参加資格者等が贈賄罪の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起され、企業団発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 企業団の職員に対する贈賄	2 4月
(2) 県内の公共機関（贈賄罪が成立するすべての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄（前号を除く。）	
ア 奈良県内に本店を置く入札参加資格者等	2 4月
イ 奈良県以外に本店を置く入札参加資格者等	1 8月
(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄	
ア 奈良県内に本店を置く入札参加資格者等	2 4月
イ 奈良県以外に本店を置く入札参加資格者等	1 2月
(独占禁止法違反行為)	
2 入札参加資格者等が次に掲げる契約の履行に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、排除措置命令又は課徴金納	

付命令がなされ、企業団発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 企業団発注契約及び県内の一般契約の履行の場合	1 8 月
(2) 近畿府県の一般契約の履行の場合	9 月
(3) 県外（近畿府県を除く。）の一般契約の履行の場合	6 月
3 入札参加資格者等が次に掲げる契約の履行に関して、独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反し、逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は公正取引委員会の告発を受け、企業団発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 企業団発注契約及び県内の一般契約の履行の場合	2 4 月
(2) 近畿府県の一般契約の履行の場合	1 2 月
(3) 県外（近畿府県を除く。）の一般契約の履行の場合	6 月
(談合等)	
4 入札参加資格者等が、次に掲げる契約の履行に関し刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6（公契約関係競売等妨害罪又は談合罪）若しくは入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 0 1 号）違反の被疑事実により逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は企業団が当該被疑事実を確認し、企業団発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 企業団発注契約及び県内の一般契約の履行の場合	2 4 月
(2) 近畿府県の一般契約の履行の場合	9 月
(3) 県外（近畿府県を除く。）の一般契約の履行の場合	6 月
(虚偽記載)	
5 競争入札参加資格審査申請若しくは企業団が発注する物品購入等の入札等に係る次の書類に虚偽の記載をし、又はこれらを幫助したとして、企業団発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6 月（幫助は 3 月）
(1) 競争入札参加資格審査申請書（物品購入等）及びその添付書類	
(2) 競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類	
(3) 随意契約等、入札を伴わない契約における一切の提出書類	
(4) その他入札・契約に関する確認資料	
(安全管理措置の不適切により生じた事故についての法令違反)	
6 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格者等が業務に関し、安全管理の措置の不適切により生じた事故について法令に違反し、企業団発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。なお、業務における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として入札参加資格者等が刑法、労働安全衛	1 月

生法等の違反により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。	
(不正又は不誠実な行為)	
7 別表第1、別表第3及び前各項までに掲げる場合のほか、入札参加資格者等、次のいずれかに該当し、企業団発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 入札参加資格者又はその役員等が次に掲げる契約の履行に関し暴力行為を行い、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。	
ア 企業団発注契約及び県内の一般契約の履行の場合	12月
イ 県外の一般契約の履行の場合	9月
(2) 使用人が次に掲げる契約の履行に関し暴力行為を行い、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。	
ア 企業団発注契約及び県内の一般契約の履行の場合	9月
イ 県外の一般契約の履行の場合	6月
(3) 入札参加資格者等が脱税行為により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。	6月
(4) 前3号に掲げる場合のほか、入札参加資格者等が業務に関し、業務関連法令（警備業法、薬事法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等をいう。）、労働関連法令（労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等をいう。）又は刑法その他の刑罰法令に重大な違反（当該法令違反により逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。）をしたとき。	
ア 県内の建設工事等	3月
イ 県外の建設工事等	2月
(5) 入札参加資格者等が、企業団が発注する物品購入等の入札に際し、入札者心得に違反したとき。	2月
(6) 入札参加資格者等が、企業団の職員に対し、次に掲げる不当な働きかけ等を行ったとき又は他者に不当な働きかけ等を行わせたとき。 ア 特定の事業者の参加又は不参加に関する要求行為 イ 特定の事業者の受注又は非受注に関する要求行為 ウ 公表前における、予定価格、低入札価格調査基準価格、最低制限価格又は総合評価落札方式（加算点又はこれらを推測できる金額、数値等を含む。）に関する情報漏えい要求行為 エ 公表前における入札参加者についての情報漏えい要求行為 オ アからエに掲げるもののほか、特定の事業者への便宜、利益もしくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為等	6月
(7) 入札参加資格者が、企業団が発注する物品購入等の入札に関し、	3月

正当な理由なく落札決定後契約を締結しなかったとき。随意契約（不落における随意契約、プロポーザル方式を含む。）において、見積書を採用された場合その他契約準備段階に入ったと認められる場合に、正当な理由なく契約締結を拒否した場合も同様とする。	
8 入札参加資格者が違約金等企業団発注契約の契約に係る債務を滞納しているとき。	納付が確認されるまで
9 別表第1、別表第3及び前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が次のいずれかに該当し、企業団発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
ア 法定刑に死刑又は無期の懲役刑が含まれる犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は当該犯罪により刑を宣告された場合	6月
イ 有期の禁錮刑若しくは懲役刑において上限が規定されていない犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は当該犯罪により刑を宣告された場合	4月
ウ 禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告された場合（ア又はイに該当する場合を除く。）	2月
10 入札参加資格者等が、企業団発注契約について、落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたと認められるとき。	3月
11 入札参加資格者等が、企業団の職員が不適正な会計処理（預け（入札参加資格者に架空発注を行い、当該発注に係る代金を当該入札参加資格者に預けること）、差し替え（発注した物品と現実に納品された物品が異なること）などをいう。）を行っていることを知りながら当該行為に協力したとき。	1月以上3月以内
12 その他重大な反社会的行為があり、企業団発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。	12月以内
（経営不振）	
13 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当し、企業団発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
（1）入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。	取引再開が確認されるまで
（2）入札参加資格者が破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けたとき。	破産手続廃止又は破産手続終結決定が確認されるまで
（3）入札参加資格者が民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を申し立てたとき。	再生計画の認可決定の確定が確認されるまで
（4）入札参加資格者が会社更生法（昭和27年法律第172号）に	更生手続開始決定の

基づく更生手続を申し立てたとき。	確定が確認されるまで
------------------	------------

別表第3 暴力団排除に関する措置基準

措置要件	期間
1 入札参加資格者又はその役員等が暴力団員であると認められるとき。	改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあっては、12月）
2 暴力団又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあっては、12月）
3 入札参加資格者又はその役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。	改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあっては、12月）
4 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあっては、12月）
5 前2項に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあっては、12月）
6 入札参加資格者が、企業団発注契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が前各項までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を	12月

締結したと認められるとき。	
7 入札参加資格者が、企業団発注契約に係る下請契約等に当たり、第1項から第5項までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前項に該当する場合を除く。）において、契約担当者が当該入札参加資格者に対して当該下請契約等の解除を求め、当該入札参加資格者がこれに従わなかったとき。	1 2月
8 入札参加資格者が、企業団発注契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。	6月

附則別表

本部、広域水道センター又は水質管理センター	奈良県
大和高田事務所	大和高田市
大和郡山事務所	大和郡山市
天理事務所	天理市
橿原事務所	橿原市
桜井事務所	桜井市
五條事務所	五條市
御所事務所	御所市
生駒事務所	生駒市
香芝事務所	香芝市
宇陀事務所	宇陀市
平群事務所	平群町
三郷事務所	三郷町
斑鳩事務所	斑鳩町
安堵事務所	安堵町
高取事務所	高取町
明日香事務所	明日香村
上牧事務所	上牧町
王寺事務所	王寺町
広陵事務所	広陵町
河合事務所	河合町
吉野事務所	吉野町
大淀事務所	大淀町
下市事務所	下市町
磯城事務所	川西町、三宅町又は田原本町